

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第122回）議事録

令和5年11月24日（火）
10時00分～12時00分
WEB会議

[出席者]

（委員）浜田委員、島田委員、石黒委員、近藤委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、
長山委員、西村委員、根岸委員、松岡委員、松田委員、毛受委員、四ツ谷委員
（計14名）

（文化庁）今村国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
松井日本語教育調査官、齊藤日本語教育調査官、石澤養成研修専門官、ほか関係官

[配布資料]

- 1 第121回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2-1 認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（案）〈見え消し版〉
- 2-2 認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（案）〈溶け込み版〉
- 3-1 登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム（案）〈見え消し版〉
- 3-2 登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム（案）〈溶け込み版〉
- 4 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第4回、第5回）
主な御意見
- 5 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキ
ンググループ（第4回、第5回）主な御意見
- 6 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ審議状況報告
- 7 ICTを活用した日本語教育の在り方に関する検討について

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2-1 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
（条文）
- 2-2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
施行令（条文）
- 2-3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
施行規則（案）
- 2-4 認定日本語教育機関認定基準（案）
- 2-5 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（案）
- 3-1 認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項（案）
- 3-2 認定日本語教育機関の認定等の審査要領（案）
- 3-3 認定日本語教育機関実地視察規程（案）
- 4-1 登録実践研修機関研修事務規定策定基準（案）
- 4-2 登録日本語教員養成機関養成業務規定策定基準（案）
- 5-1 登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び
養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項（案）
- 5-2 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録等の審査要領（案）
- 5-3 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関実地視察規程（案）
- 6 認定日本語教育機関の認定について（案）（説明資料）

- 7 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録等について（案）（説明資料）
- 8 認定日本語教育機関の教育課程編成のための指針案に関する意見募集の結果について
- 9 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について
- 10 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコアカリキュラム案に関する意見募集の結果について
- 11 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）
- 12 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究報告書
- 13 ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告概要
- 14 中央教育審議会生涯学習分科会委員名簿

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～7について説明があり、意見交換を行った。
- 3 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

定刻となりましたので、ただいまから第122回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。前回に引き続きオンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴の方々もオンラインでこの会議を御覧になられていますので、御承知おきください。

議事に入る前に定足数と配布資料の確認を致します。事務局、お願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日、委員総数16名に対しまして、14名の委員に御出席を頂いております。したがいまして、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、配布資料ですが大変多くなっておりまして、資料が全部で7点、参考資料は14番まで23点ございます。資料1、前回議事録を除いて、いずれも文化庁ホームページに掲載しております。

○浜田主査

議事に入る前に、資料1、前回の議事録案でございます。御出席いただいた委員の皆様には御確認を頂き、修正の必要がありましたら、1週間後の12月1日、金曜日までに事務局まで御提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は私、主査に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。（異議なしの声あり）

それでは議事に入ります。日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ」での審議が終了したとのことですので、座長の戸田委員より報告をお願いいたします。また、戸田委員からの報告に続いて、事務局より関連資料の説明をお願いいたします。

○戸田委員

それでは「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ」について御報告いたします。

本ワーキンググループは9月26日に行われた第121回日本語教育小委員会の後、10月

13日に第4回を、11月10日に第5回を開催し、合計5回にわたって議論を進めてまいりました。そして第3回に続いて、第4回、第5回のワーキンググループでは主に「日本語教育課程編成のための指針」案について検討を重ねてまいりましたので、ここでは特に本指針案について御報告いたします。

この「日本語教育課程編成のための指針」案につきましては、9月27日から10月17日までの期間、「日本語教育課程編成のための指針」案に関する意見募集も行い、頂いた御意見も踏まえつつ、本指針案の内容を検討してまいりました。

本日の資料、資料2-1「日本語教育課程編成のための指針（案）」見え消し版では、これまでの議論に加え、第5回のワーキンググループでの議論の内容も踏まえて修正を図っておりまして、前回の日本語教育小委員会での意見並びに10月のワーキンググループでの議論、意見募集での御意見を踏まえ、検討・修正を行った内容については赤字でお示しし、青字の箇所は先日11月10日の第5回のワーキンググループから議論を踏まえて修正を加えた内容を示しております。

主な内容について説明いたします。まず、本指針案の位置付けとして、「審査における確認事項」であることを明確に示す必要があることから、その説明を追加しております。

1にございます目的では、意見募集において「教育の画一化」を懸念する御意見があったことを踏まえ、指針の趣旨を更に明確にする必要があると考え、本指針は一定の水準を担保している教育内容であることを確認するための最低限必要な項目を示すことを目的としていることを改めて述べています。

そしてこれを踏まえ、3の留意点では、「自らの教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施すること、学習者が見通しを持って学べる支援をすること」などを加えて説明することとしております。また、教育の実施に当たっては、学習者に求める日本語能力や選考の基準等、受入れが適切に行われること、更に、著しく偏った授業時間の配分等により学習者、教員に負担を強いることのないよう、配慮した時間配分が求められること。教育の実施に当たっては、見直しや改善を図ることも必要であることを新たに加えております。

3ページの5です。こちらで留学、就労、生活の分野ごとの教育課程の編成について述べるに当たって、まず考え方を整理しました。ここでは留学、就労、生活の各日本語教育課程の教育目的を踏まえること、「日本語教育の参照枠」についてより一層理解を深めることが必要であることを確認するとともに、各分野の特性を踏まえた教育内容を工夫することが求められていることを改めて説明しています。

5-2、留学分野に関する内容でございますが、内容の大きな変更はなく、説明がより適切になるよう文言の修正を図っています。例えば4ページの(2)の教育課程の到達レベルについて、「五つの言語活動のレベルが異なる」場合の、課程のレベルについての当初の考え方は適切ではないという多くの御意見を踏まえて、「教育課程の設置目的や学習者の背景等を勘案して総合的に設定する」としました。

5ページ、(3) 修業期間・学習時間にはこれまで漢字を含む文字学習について明示していなかったところ、漢字を含む文字学習についても適切な学習時間を確保することを明記しています。

6ページ以降、レベルの名称の考え方の説明を追加するとともに、(5) 学習内容のi)の日本語能力の二つ目「方略能力」についても、言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性と言語知識の定着にとどまらず、言語の運用力、言語使用の際の方略能力についても学ぶことが出来るような活動も求められることを示しております。

なお、この漢字を含む文字指導について並びに方略能力については、留学分野だけでなく、就労分野、生活分野においても同様の修正を図っております。

9ページです。前ページ、8ページの(8)の学習成果の評価に続いて、成績の判定については透明性が求められるため、学習成果の評価と成績の判定との関連性や、成績の判定の際の基準

等を適切に定めること、基準等が学習者に明確に示されることが必要であることを付け加えました。

次に5-3、就労分野、そして5-4の生活分野においても、先ほどの留学分野と同様、内容の大きな変更はございませんが、就労分野については、教育課程編成のための考え方として更に視野を広げる必要性があるとの御指摘を検討し、「グローバル人材の育成への視点」も加えて取り上げることとしました。

また、この5-3、就労分野、5-4、生活分野においては、「学習者の目的や目標とする日本語能力に応じて、認定を受けた教育課程の一部の修業期間、一部の授業科目を履修することができる」とされておりますが、このことについて「特別の日本語教育課程」という言葉を用いた場合に、「特別の」の意味について様々な解釈が出来ることから、本指針においては「特別の」という文言は使用せず、認定基準第23条に定められているものであることとともに、「認定を受けた教育課程の一部分の履修であること」をその都度具体的に説明することとしました。

10ページ以降です。就労分野、生活分野の主な修正はこのことを踏まえた修正となっております。その都度、というのは具体的には(3)修業期間・学習時間、(4)レベル設定、(6)授業科目、(9)教育課程の修了要件の箇所に加筆・修正をしております。

別表ですが、別表の各分野における言語活動ごとの目標の一覧につきましては、「言語活動ごとの目標」の内容の変更はございませんが、学習時間について就労分野、生活分野は単位時間を用いないことから、単位時間の記載の部分を削除いたしました。

以上が本指針のこれまでの検討結果でございます。本ワーキンググループでは、「多様性を尊重しながら、いかに教育の質の保証を確保するか」という観点で議論してまいりましたが、第5回で審議が終了いたしました。

以上、「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ」の御報告です。

○小林日本語教育推進室長

続きまして、事務局から参考資料につきまして一部補足をさせていただきます。認定のワーキングに関しましては、参考資料として参考資料2-1から参考資料3-3、そして参考資料6が関連してまいります。このうち、参考資料2-3を御覧いただきたいと思います。

これまでワーキングの当初から省令案に関しまして主に御議論いただきました。こちら、省令に関し、パブリックコメントを夏に行いまして、その後、このような形で省令案として現在考えております。今御覧いただいておりますのは参考資料2-3でございますが、法律の施行規則ということでありまして、日本語教育機関の認定に関しましては、自己点検評価であるとか、どのような申請書を出していただくかということに関しまして定めておるところであります。

続きまして参考資料2-4です。こちらが正に認定基準となりまして、先ほどの法律施行規則と併せて文部科学省令ということで、事務局といたしましては年内をめどに制定する形で進めてまいりたいと考えております。

続きまして参考資料2-5であります。こちらは文部科学大臣の告示ということで、認定基準、省令事項としてはやや細かい、ちょうど第1条に書いてありますのは自己所有要件の例外というところになりますが、こちらも法令形式で文部科学大臣の告示ということで考えておるところです。参考資料2-3から2-5は法令として官報に公示して公布される形になるということで今後考えていきたいと思っております。

続きまして参考資料3-1であります。参考資料3-1から3-3は、来年度、日本語教育の所管が文部科学省に移るということで、実際にこの日本語教育機関の認定の審査をする機関が、こちら参考資料3-1の冒頭がまだ空欄になっておりますが、最終的には中央教育審議会はこちらの事柄については決定していただくことになるのですが、こちらはこの文化審議会の中で考えをまとめていただいたということで引き継いでいきたいと思っております。ここはどこかのタイ

ミングで年月日が入りまして、中央教育審議会決定という形で正式に決定となります。

参考資料3-1に関しましては、法令形式ではありませんが、審査のところで確認をするということで、実際に最初のところにも経済的基礎は何かというところをいろいろ書いておりましたが、そうしたことを審査の段階で確認するものを定めたものであります。

参考資料3-2が、来年度実際に中央教育審議会の中で審査をしていただく際のその流れでありまして、審査要領という形の文言になっておりますが、この流れで審査を考えております。

そして最後に参考資料3-3、実地視察の規程ということで、認定日本語教育機関が出来てきた暁にはこうした実地視察など、質の担保という観点から審議会の視察等を考えていきたいと考えております。こちらの日時はまだ不明であります、中教審の決定ということで、こちらでの御議論を引き継いでいただきたいと考えております。

最後に参考資料6です。来年度、今後の予定であります、政省令が定まってきた後には、法律の施行自体は来年4月となりますので、年明け以降は制度の説明をしていく必要があるかと考えております。その際の実地視察など、質の担保という観点から審議会の視察等を考えていきたいと考えております。その際の実地視察など、質の担保という観点から審議会の視察等を考えていきたいと考えております。その際の実地視察など、質の担保という観点から審議会の視察等を考えていきたいと考えております。その際の実地視察など、質の担保という観点から審議会の視察等を考えていきたいと考えております。

事務局からの補足は以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございました。戸田委員そして事務局からの御説明、本当にありがとうございます。手順も含めて非常によく分かりました。

では、ただいまの御説明につきまして御質問や御意見がありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。いつものように挙手ボタンでお知らせいただけましたら幸いです。いかがでしょうか。では根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

細かい点ですが、2-1の別表注3のところに書いてあるのですが、「話すこと（会話）」とあります。

これはおそらく、CEFRに基づいている部分で、スピーキングの括弧の中はspoken interactionに当たると思うのですが、これがCEFRをよく見てみると、会話は英語で言うとconversationとなると思います。話すことの、spoken interactionの一つとして位置付いているので。ほかの例を言いますと、ディスカッションであるとか、インタビューであるとか、あといわゆる買物とか、テレコミュニケーションとか、そういったものがある中の一つに会話、conversationが入っているので、もしspoken interactionを「話すこと（会話）」としてしまうと、そのどちらを言っているのが混乱するかと思いました。

英語の方で言うと、学習指導要領の外国語ではCEFRに基づいて五つの領域が設定されていますが、そちらの方も「話すこと」が「話すこと（発表）」と「話すこと（やり取り）」になっているので、そちらの整合性は必要ないのかもしれませんが、御検討されたらどうかと思いました。以上です。

○浜田主査

根岸委員、ありがとうございます。戸田座長から何かございますか。

○戸田委員

御指摘ありがとうございます。今まで会話ということで議論してまいりましたが、これについ

て事務局はいかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

「日本語教育の参照枠」でも確かに「やり取り」という言葉を使っております。ただ、その「やり取り」という言葉だけだと、話すことによるやり取りなのかどうかということが表現し切れるかということで、省令上、「会話」にしておりました。少なくとも指針の方は「やり取り」と修正できるかと思いますし、省令の方についても修正を検討させていただきます。

○浜田主査

いろいろなところで使われている言葉ですので、混乱がない方が望ましいということかと思えます。

それではほかの委員の先生方、いかがでしょうか。では長山委員、お願いいたします。

○長山委員

私はこちらのワーキンググループのメンバーなので、追加といいますか、強調したい点をコメントいたします。資料2-1の10ページ以降で、就労と生活の場合は350時間以上となっています。それについて部分履修が可能だということがより明確になって表現されたのは非常に大きなことと思えます。やはり就労・生活の場合、そのニーズに合わせてどう柔軟にカリキュラムを提供していくのがとても重要になりますので、350時間まとまっていないと認定課程ではないという受け取り方をされてしまうと形骸化してしまうので、部分履修ということをあらかじめ明確に表現できたのはとてもよかったと思えます。

一点、事務局への質問ですが、学習時間の目安もA1:100、A2:100、B1:150という形の強い表現をやめて、参考にするというような形の表現になったかと思うのですが、これは指針の表現はそのように変更になっていますが、認定基準の20条の5項には100時間、100時間、150時間という表現が残っています。これは残す方針でいらっしゃるでしょうか。

○浜田主査

事務局で御回答をお願いします。

○伊藤課長補佐

認定基準上これは残します。最低時間として、認定を受けていただく際は設定を頂きたいということで残す方針しております。

○長山委員

承知しました。

○浜田主査

長山委員、よろしいでしょうか。では近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

細かいところですが、資料2-1、就労分野における言語活動ごとの目標のB1を例にして少し申し上げます。B1の「話すこと」の「社内外」が下の方に二つ載っていますが、下の方です。「担当領域に関連したことであれば」で始まっているのですが、その2文目、「情報を交換したりチェックしたり、確認したりすることができる」となっております。この「チェックしたり、確認したりする」の表現が具体的に何を指すのか、少々分かりにくいような感じが致しました。

それから隣の欄ですが、「話すこと」の最後の行、「しかし、込み入った質問に対応することができない」としっかり「できない」と書いてありますが、「質問に対応することが難しい」というような表現に変えたらどうかと思っております。

以上です。御検討のほどよろしくお願いいたします。

○浜田主査

事務局に対する御質問ですが、事務局はいかがでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

御指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

○浜田主査

他に御質問がおありの方、お願いいたします。

それでは議事2に入らせていただきます。同じく日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」での審議についても終了したとのことですので、座長の永田委員より報告をお願いいたします。また、永田委員からの報告に続いて、事務局より関連資料の説明をお願いします。

○永田委員

永田でございます。「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」の座長を務めさせていただきました。

このワーキングでの審議の状況につきましてはこれまでも随時御報告してきておりますが、前回の日本語教育小委員会及び国語分科会以降、10月10日に第4回、11月2日に第5回のワーキングを実施しましたので御報告いたします。

これら2回のワーキングではコアカリキュラム案について主に議論を行いました。ワーキングは第5回をもって最終回を迎えており、本日御説明する資料は第5回のワーキングで配布したものです。

資料3として3-1の見え消し版、3-2の溶け込み版が配布されているかと思えます。後ほどページ数を示しますが、溶け込み版の方でページ数を示していくことになります。このコアカリキュラム案は「基本的な考え方と留意点」「実践研修コアカリキュラム」「養成課程コアカリキュラム」の三つに分けてお示ししております。

では、「基本的な考え方と留意点」を御覧ください。本コアカリキュラム案は平成31年に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」を前提としております。平成31年報告では「専門家としての日本語教師に求められる資質・能力」が示されています。また、特に養成段階に求められる資質・能力に関しても、知識・技能・態度の三つの観点から示されております。

ここで挙げられた資質・能力は登録日本語教員として求められる資質・能力であり、これらを養うために、登録機関で実施される実践研修や養成課程において、共通して学習・習得が必要な内容をコアカリキュラムという形でお示ししております。このコアカリキュラムを中心に据えた実践研修や養成課程を実施することで、登録日本語教員の質の向上を目指していくことになります。

では、コアカリキュラムの構成について御説明します。コアカリキュラムは実践研修コアカリキュラムと養成課程コアカリキュラムで構成されており、実践研修コアカリキュラムには全体目

標、学習項目、到達目標が含まれております。一方、養成課程コアカリキュラムには全体目標と必須の教育内容、必須の教育内容ごとの到達目標を示しております。

養成課程コアカリキュラムでは必須の教育内容をお示ししています。これは平成31年報告に示されていた必須の教育内容です。必須の教育内容は、登録日本語教員の養成で取り扱うべき必要最低限の項目を示したものであり、必ず授業で取り扱うことが求められています。なお、平成31年報告で示された必須の教育内容50に該当するものですが、このうちの28番の教育実習については実践研修コアカリキュラムの内容に該当しますので、養成課程コアカリキュラムとしては49の項目を取り扱うことになります。必須の教育内容を取り扱った上であれば、独自に学習内容を追加することは可能ですが、必須の教育内容は必ず実施していただくことになります。

各登録機関において実践研修や養成課程を編成するに当たっては、養成段階修了時に身に付けておくべき知識・技能・態度が備わっていることを目標として設定し、その目標達成に向けて必須の教育内容の学びが達成できているよう、一貫した方針の下に編成することを求めています。

必須の教育内容の項目については、一つの項目を複数回の授業科目で扱っていただくことも出来ますし、複数の項目を一つの授業科目で扱うことも可能です。ただし、当然のことながら1回の授業科目で扱える項目の分量には程度がありますので、内容面を十分鑑み、受講生が無理なく身に付けられる形で適切に実施していただくことを求めています。

更に、評価に関しては各機関が責任を持って行うこととなりますが、その方法は授業内容及び目的に応じて適切に組み合わせて実施すること、また個々の受講者が自らも自分の学びが評価できるよう配慮した形で実施することを求めています。

現在御覧いただいている溶け込み版の3ページの下から三つ目の項目についてです。登録日本語教員資格を持つことで認定日本語教育機関で働くことが可能となります。言い換えれば、コアカリキュラムには認定日本語教育機関で働くために最低限学んでおくべき内容が示されていると言えます。認定日本語教育機関は「日本語教育の参照枠」（報告）を踏まえた日本語教育課程の編成が求められます。そのため、実践研修や養成課程の実施においても、「日本語教育の参照枠」についての理解や意識付けが行われるよう工夫していただくことが必要となりますので、この点について言及しております。

基本的な考え方の最後となりますが、実践研修受講のための要件についてお示ししております。原則として、実践研修は養成課程修了又は日本語教員試験の基礎試験の合格が求められます。ただし、登録日本語教員養成機関で学べば基礎試験免除となるため、実践研修を受けられるだけの学びを終えていることが担保される必要があります。その内容としましては、こちらでお示したように10の一般目標に含まれる必須の教育内容37項目について最低限必要な学習がなされていることを要件としております。今こちらに示されているものです。最低限必要な学習が終えられる課程かどうかは、登録時、カリキュラム並びにシラバスを御提出いただき、そちらを確認・判断することになります。

コアカリキュラムの基本的な考え方及び留意点はここまでです。

次の5ページからは実践研修、養成課程それぞれのコアカリキュラムをお示ししております。

5ページは実践研修コアカリキュラムです。全体目標は、前提でも平成31年報告で示された養成段階で求められる資質・能力のうち、技能・態度を養うことを求めていますので、そちらを挙げている状況です。この全体目標の達成に向けて学ぶべき内容を六つの学習項目として示し、それぞれに到達目標を挙げております。教壇実習は単独で45分の授業を2回実施することが求められますので、それに向けて見学や授業準備、模擬授業を実施して、準備していくことになります。

実践研修コアカリキュラムについては以上です。

続きまして養成課程コアカリキュラムについてです。こちらでも平成31年報告に基づいて作成しております。全体目標は、これまでも考えてこられた5区分に対応した形で、五つ設定してお

ります。この五つの全体目標の下に15の一般目標を置き、15の一般目標の達成に向けては必須の教育内容を学ぶことが求められるという構成になっております。

必須の教育内容49項目にはそれぞれに到達目標を設定しております。到達目標についても意見募集での御意見を踏まえ、ワーキングで検討いたしました。各必須の教育内容に関する具体的な内容については、令和4年度に実施した調査研究報告書の中項目等を例として参照していただきたいと考えております。

なお、必須の教育内容13について、9月の小委員会では「ダイバーシティと社会的包摂」という用語とする案がございましたが、検討の結果、平成31年報告に合わせ、「多文化・多言語主義」に差し戻しておりますので、併せて御報告いたします。

コアカリキュラムについての説明は以上です。

そのほかワーキングでは9月の小委員会以降、経過措置に関する確認も行いました。

以上、「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」の報告とさせていただきます。以上です。

○小林日本語教育推進室長

引き続きまして、事務局より補足させていただきます。

まず参考資料2-3でございます。先ほどの認定ワーキンググループと同じであります。こちら実践研修や養成機関に関しても、省令事項で定める事項に関しましてはこちらの法律施行規則、文部科学省令ということでこの中ですと第2章の第5節や第6節の部分になりますが、こちらでこれまで議論いただきました基準については、省令でまず定めることにしております。

続きまして参考資料4-1を御覧いただきたいと思っております。実践研修機関に関しましては、研修事務規定を文部科学大臣が認可する仕組みとなりまして、どのような事務規定の策定をするべきかということに関しましては、こちらは文書番号となっておりますが、行政の通知という形で定めていきたいと考えております。こちらに基づいて、研修事務規定につきましては認可の基準となっていくということでありまして。

続きまして参考資料4-2であります。同様にこちらは養成機関養成業務規定であります。こちらは届出をしていただくものであります。変更命令などが出てくる場合もございますので、先ほどの実践研修の事務規定と同じように、こちらでも文部科学省で行政の通知として今後出すことを考えております。

続きまして参考資料5-1から5-3であります。こちらは先ほどの認定の時と同じで、実際にこの機関を登録することが適切かを審議会で来年度以降は決めていくところになってまいりますが、その際に審議会の中での確認事項ということで、こちらでも今後中央教育審議会で決定していただいた後に、ここのところを中教審決定ということで決定することになります。参考資料5-1は実際に確認を登録の時にすべきことを規定したものであります。続きまして参考資料5-2が審査の要領で、どのような流れで審査がされるかというもの。そして参考資料5-3が、こちらでも同様に、登録された後に質の担保の観点から審議会で視察をして確認していくもの手順であります。

参考資料7、こちらの説明会も同じようなタイミングで年明け以降スタートしてまいりますが、こちらの資料を基に説明会をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○浜田主査

永田座長そして小林室長、御説明ありがとうございました。

それでは委員の先生方から御意見、御質問等を伺いたいと思っております。挙手ボタンでお知らせいただければと思います。では仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

実践研修コアカリキュラムの御説明で、文言について確認させていただきたいと思います。2-2の②、授業見学のところでございますが、括弧書きで「教壇実習の場となる機関の正規授業の見学を含むもの」という文言がございます。先ほど認定機関の認定のところでも出てきたのですが、就労・生活の場合は認定を受けた教育課程の一部を履修する教育課程があることから、そちらも実習の場というか、見学の対象になるとするならば、ここの「正規授業」という文言については少し修正といいますか、検討が必要になってくるのではないかと考えたのですが、いかがでございましょうか。

○浜田主査

仙田委員、ありがとうございます。代案のようなものはございますか。

○仙田委員

認定教育機関であれば、就労・生活の場合は「一部を履修する教育課程も含む」というような文言が使えるのではないかと思いますので、その一方で、実習は認定の教育機関以外でもたしか実習は可能だという整理になっていたと思いますので、そうすると、認定のことだけを使った表現もなかなか難しいのではないかという気もしております、私のところではそれぐらいまでしか今アイデアがありません。よろしくお願ひします。

○浜田主査

ありがとうございます。そうしますと、事務局でまた今の御質問に対応した形で表現を御検討いただければありがたいかと思います。

ではそのほかいかがでしょうか。では松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

2点質問です。

3ページの最後の丸の「原則として」で始まる部分で、「最低限必要な学習が終えられる課程となっているかどうかは、カリキュラム並びにシラバスをもとに確認・判断する」となっているのですが、これは結局、教育実践機関でこれを確認するようになっていることが示されていればいいということなのか、いつ誰が確認・判断することを書かれているのか確認したいのですが、いかがでしょうか。

○浜田主査

これは永田座長から何か御説明はございますか。

○永田委員

この点については、実践研修、いわゆる教育実習と、それに至るまでにどういう学びが行われているかというところが、カリキュラム並びにシラバス上で登録の時にという理解をしていたのですが、この点、事務局はいかがでしょうか。

○浜田主査

事務局、お願いいたします。

○伊藤課長補佐

永田座長のおっしゃるとおり、これは審査の時にカリキュラム等に基づいて確認しますという

ことを書いております。

○松岡委員

ということは、一人一人が実践研修の受講の時にこの確認・判断が求められることではないということですね。

○浜田主査

「カリキュラム並びにシラバスをもとに」となっているので、履修の仕組みとしてそのような必要があると思うのですが、事務局、いかがでしょう。

○伊藤課長補佐

浜田主査のおっしゃるとおりです。個々の学生がそれをちゃんと履修したかどうかについて、一義的にはまず登録を受けた機関で管理いただくのですが、前提として、これとこれとこれについては実践研修に行く前に必ずやっていただきますということを登録の段階で御説明いただくこととなりますので、それをカリキュラムやシラバスで実際にその内容で十分かどうかを審査させていただきますということを書かせていただいております。

○松岡委員

分かりました。2点目です。7ページ、3-2の一般目標で15の下位区分の話が出ております。この中で、これは解説なので修正が出来るのかどうか分からないのですが、①の「世界と日本」の中で「日本語教育が必要とされる」という文言があります。それから2番目の異文化接触にも「必要とされる日本語教育」「必要とするに至った」と、必要、必要ということが書かれています。日本語教育を受ける側が必ずしも必要ではなくて希望する場合もあると思います。もともとの日本語教育推進法では「希望する外国人が」と書かれているので、この文言をどのように解釈したらいいのか困ったというか、迷ったというか、そういうことがあります。これはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

○浜田主査

まず、永田座長から何か御説明はございますか。もし何もなければ事務局からお願いしたいと思いますが。

○永田委員

この文言に関しても本当にワーキングの中でいろいろ出たのですが、必要とするとか希望するとかという点に関しては、具体的に出た記憶は私の方ではありませんので、よろしければ事務局から補足していただくと助かります。

○浜田主査

恐らくこの一つ前の段階の、平成31年報告の中でこれが決まって採用されていた表現で、松岡委員の御提案を生かすとすると、その後、日本語教育推進法が出たので、それに合わせて改定する必要はないのかどうかという御提案かと思います。それについても事務局で御検討いただけたということでもよろしいでしょうか。

○松岡委員

お願いします。

○増田日本語教育調査官

浜田主査の御指摘のとおり、平成31年報告から引いてきているものでございまして、御意見も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。ではそのほかいかがでしょうか。

この後も議事が続いておりますので、議事2につきましてはここで一旦切らせていただきます。

それでは議事3に移らせていただきたいと思います。同じく日本語教育小委員会の下に設置されているワーキンググループの一つである「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループ」の検討状況について、座長の島田委員より報告をお願いいたします。

○島田副主査

それでは、昨年度に続きまして今年度が2年目となります「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループ」の現在の検討状況について御報告いたします。本ワーキンググループは今年度5回を予定しております、11月17日に4回目の検討を行いました。今年度は残り1回、1月12日に最終回の検討を予定しており、今年度末までに本ワーキンググループとして報告の取りまとめが出来ればと考えております。

資料6「『日本語教育の参照枠』（報告）の見直しのために検討すべき課題について－ヨーロッパ言語共通参照枠 補遺版を踏まえて－」を御覧ください。

まず、現在取りまとめを進めています報告書の位置付けについて御説明させていただきます。本ワーキンググループはその名称のとおり、「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめを目指して検討を進めてまいりました。その中で、CEFR2020補遺版で示されている異文化間能力や仲介、オンラインでのやり取りなどについては、日本語教育ではまだまだ事例として取り上げる実践等が現段階ではそれほど多くなく、「日本語教育の参照枠」補遺版として日本語教育における一定の方向性を今の段階でお示しすることについては慎重に進めていってはどうかということに至りました。

ただその一方で、「日本語教育の参照枠」はCEFR2001年版を基にしておりまして、2018年、2020年に公開されたCEFRの補遺版の内容について全く検討が行われていないということでは日本語教育としての対応が不十分であると考え、今後、「日本語教育の参照枠」の内容を追加・更新していく際に、日本語教育に関する法律や方針を踏まえ、CEFR2020補遺版の中で特に取り上げる内容及び今後検討すべき課題を示した報告の取りまとめを進めることになりました。

なお、今回取りまとめる報告は、今後「日本語教育の参照枠」に盛り込むべき考え方や指標などについての検討課題を示したものであり、既に公開されている「日本語教育の参照枠」の内容の訂正・変更を提案するものではありません。また、日本語教育機関の認定における教育課程編成のための指針については、令和3年11月に取りまとめました「日本語教育の参照枠」の内容に基づいて示されるものであり、今回の報告の内容には含まれていないことを申し添えます。

それでは1ページからの目次案を基に、全体の構成について御説明いたします。

第I章は「日本語教育の現状と検討すべき課題について」です。まず、第1節で「日本語教育の参照枠」（報告）取りまとめ以降の日本語教育をめぐる現状と課題を整理しています。第2節では現状と課題を受けて検討すべき課題について示しています。

第II章は「外国人の受入れに関する方針とCEFR/CV2020の概要について」です。第1節では「日本語教育の参照枠」（報告）取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等について説明しています。第2節ではCEFR/CV2020の概要及びキーコンセプト、鍵となる考

え方を要約して示しています。第3節では、第1節の外国人受入れに関する方針と第2節のCEFR 2020補遺版の概要を踏まえまして、「日本語教育の参照枠」（報告）の見直しのための方針について示しました。この節では、CEFR 2020補遺版で示された考え方を参照しつつ、これまでに示された日本語教育に関わる法律や方針等を踏まえた日本語教育の在り方について説明しています。この節では、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」のための日本語教育として、異文化間能力、仲介能力、方略のほか、オンラインによるコミュニケーションについて取り上げていくことを示しています。

第Ⅲ章は「『日本語教育の参照枠』（報告）の見直しの際に盛り込むべき内容について」です。第1節は言語教育観の捉え直しです。ここから目次を移動しまして、28ページを御覧ください。28ページの上の部分は「日本語教育の参照枠」で示した言語教育観の三つの柱ですが、今回の報告では、この言語教育観の内容を更に充実させていきたいと考えています。

具体的には、28ページの下にある図5を御覧ください。言語教育観の柱の「1、日本語学習者を社会的存在として捉える」ですが、これが「日本語教育の参照枠」の最も基本的な教育観となっています。今回は、この社会的存在を多様性に富む活力ある共生社会の実現の担い手として、社会に参加していく存在として捉え直しています。「2、言語を使って『できること』に注目する」「3、多様な日本語使用を尊重する」の二つについては、CEFR 2020補遺版の考えから捉え直しをしています。

まず「2、言語を使って『できること』に注目する」についてですが、これまでの「日本語教育の参照枠」では、日本語学習者個人が独力で「できること」を増やしていくことに注目していましたが、それに加えて、「多様な人々との助け合いを通して」、また「他者による橋渡しによって」「確認や言い換えを求めるなどの様々な方法を用いて」、また「ICT技術を利用して」など、様々なこのような方法を駆使して「できること」の幅を広げていくことについても考えていけたらと思っています。コミュニケーションを相互作用的な側面から捉えるとともに、ストラテジーの使用やツールの使用などによる「できること」の拡張について検討していきたいと考えております。

次に「3、多様な日本語使用を尊重する」については、これまで主に形式面において母語話者を規範としないことを示しておりましたが、今回は形式面だけではなく、伝えようとするメッセージそのものや、背景にある考え方、伝え方などについても多様な在り方を肯定的に捉えていってはどうかと考えています。

このように言語教育観の柱について付け加えたい内容について示したものが29ページの説明となります。このページの書きぶりについては今回の報告の重要なポイントとなりますので、本日は是非、委員の先生方から御意見を頂ければと思います。先ほど二つのワーキンググループの報告がございましたが、教育の画一化を示すのではなく、それぞれの分野における地域や現場のニーズ、各機関の独自性が教育課程に反映されることというようなことが目指されればと考えています。

そことつながりまして、続きの30ページ、第2節の「日本語教育におけるプロフィール」です。30ページからがその内容になりますが、日本語教育の対象に応じた言語能力の事例を三つ示しています。

34ページからの第3節は「日本語によるコミュニケーション能力の更新と追加」です。ここでは、CEFR 2020補遺版の中で特に異文化間能力、仲介、コミュニケーション言語方略、オンラインでのやり取りを取り上げています。その前段として（1）では、CEFR 2020補遺版の自己評価表を事務局の仮訳として示しています。これは「日本語教育の参照枠」では「言語活動別の熟達度」に当たるものですが、ここでは言語活動を「受容」「産出」「やり取り」「仲介」の四つに分けて、それぞれのレベルにおける熟達度を示しています。表の中の赤字の部分がCEFR 2001の自己評価表から更新・追加された箇所となります。特に新たに追加されたの

は36、37ページの「やり取り」の中の「書くこと、オンラインでのやり取り」と「仲介」の中の三つの活動です。

なお、CEFR2020補遺版の中で大きな追加事項として、手話を言語の一つとして位置付け、言語能力記述文、Can doを手話に対応させたことが挙げられます。34ページからの自己評価表の中でも手話についての記述が見られます。この手話能力に関しましては日本語教育においても重要な事項であると考えています。ただし、現在は日本語教育における方針を示すことが出来るまでの教育的なノウハウの蓄積に至っていない状況があるものと考えられ、文化庁としてはまずは委託事業等において、当事者団体の皆様とともに教育的な知見を蓄積することを今年度より進めております。なお、CEFR2020補遺版における手話能力についての説明は26ページのコラムで扱っています。

第IV章は「今後の更なる検討課題」についてです。今後も継続的に検討すべき事項として今回は六つの項目を挙げましたが、追加する事項などがございましたら、こちらについても御提案を頂ければと思います。

第V章は参考資料として昨年度のヒアリングの資料を掲載しました。今回の資料では、それぞれのヒアリング資料のリンクを埋め込む形で示しております。参考文献についても全てリンクが埋め込んであります。

このほかには、先ほどの手話能力についてのコラムをはじめ、関連する内容を扱った六つのコラムを設けました。

今後の予定としましては、今回の小委員会で頂きました御意見、御提案をワーキンググループに持ち帰りまして、1月12日に検討を行い、その上で報告を取りまとめ、1月26日第123回の日本語教育小委員会で最終的な報告が出来ればと考えております。つきましては、委員の皆様からの御意見、御提案をよろしく願いいたします。

以上、「『日本語教育の参照枠』補遺版の検討に関するワーキンググループ」の報告となります。

○浜田主査

島田座長、御説明ありがとうございます。CEFRの補遺版を踏まえて日本語教育の分野で検討すべきことを取りまとめているということでございます。

それではただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど島田委員から、29ページ、30ページ辺り、それから34ページからの日本語によるコミュニケーション能力の捉え直しという辺りについて特に御意見を頂きたいということでしたが、島田委員、それでよろしいでしょうか。

○島田副主査

はい、お願いいたします。

○浜田主査

そのほかの箇所についても是非お願いいたします。少し長いスパンで今後の「日本語教育の参照枠」の見直しに資する情報を是非盛り込んでいただきたいと思いますので、いろいろな観点を頂ければありがたいかと思っております。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

多様な日本語使用を尊重するという一方で、その一つの在り方として手話もその中であって、なるほどと思って伺っていました。例えば手話に限らず、視覚障害をお持ちの方が日本語を学習

する際に、「読む」という活動を音声に置き換えてやったりするようなことがあるかと思うのですが、そのような学習の在り方、今まで言っていた言語活動で割り切れないようなものについても、今後、CEFRの方では研究が先に進んでいて、日本語教育の方に落とし込んでいただけるような可能性はあるのでしょうか。

○浜田主査

島田座長、お願いいたします。

○島田副主査

御質問ありがとうございます。様々な研究は進んでいると考えますが、今回はCEFRの補遺版の内容をどう日本語教育のコンテクストに落とし込むかということが本ワーキングの主な目的でしたので、今後、CEFRの補遺版に限らず、そういった手話だけでなく、様々な多様な言語使用を日本語教育全体として考えていくことは一つ重要なことかなと考えます。今回の報告の中でなかなか盛り込むことは難しいかなとは思いますが、今後検討していくべき課題かなと考えます。

○西村委員

ありがとうございました。

○浜田主査

報告の中に盛り込むのは難しいということでしたが、例えば今後の検討課題というような箇所を新しく作っていただいて、そこに記載いただくようなこともあり得るかと思しますので、御検討をお願いいたしたいと思います。

では、そのほかいかがでしょうか。毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

御報告ありがとうございました。多様な日本語使用を尊重するというところで、これは実態をどうするのかということだと思います。外国人の方が増えてくれば自ずと日本語も変わってくるということであって、やさしい日本語という動きがあります。多様な日本語使用を尊重するのは、まず主語は誰なのか、誰が尊重するのかという話です。これは政府なのか、企業なのか、日本社会そのものなのかということ、非常に大きな課題を提示されていると思いますのです。

多様な日本語使用、外国人の方がたくさん入ってくればいろいろな日本語の話しぶりとか書きぶりをされることが当然想定されるわけで、それに対して日本社会はどこまでそれを許容して、許容という言い方が正しいのかどうか分かりませんが許容されるべきものとして認識していくことが日本社会側に求められることになると思います。

これはどこまでが許容すべきで、どこまでこれは間違った日本語だと言うのかとか、ここから先は日本の受入れ側の考え方もだんだん時代とともに変わってくると思いますし、年代によっても変わってくるかもしれません。非常に大きな問題提起をされていますので、その辺り、まだ明確なことはないと思いますが、島田委員にその辺はどういう議論があったのか、どういうお考えなのか、是非お聞きしたいと思います。

○浜田主査

島田座長、お願いいたします。

○島田副主査

おっしゃるとおり難しい問題だと認識しております。例えば言及のあったやさしい日本語の使用に関してです。このやさしい日本語は、コミュニケーションを相互作用的な側面から捉え、課題遂行のためお互いが相互理解するために言語を使用するということであると位置付けることができます。このようなコミュニケーションは、正に「仲介」の「コミュニケーションの仲介」という言語活動に当たるといえるのではないかと考えております。そういったことからCEFRの補遺版を参照しつつ、日本語教育の中でも仲介というコミュニケーションが、今後の多文化共生社会におけるコミュニケーションの在り方として重要な側面であることは一つお示しが出来るとともに、そのC a n d oを示すことで、これまで日本語教育の目標設定として仲介活動をゴールに示すことはなかなか難しかったのかと考えますが、今後、そういったことを目標として教育活動を行うですとか、そういった実践も蓄積していくことが、一つ一つですが重要なことかと考えます。

ワーキングでも頂いた御意見を踏まえて、そこについては、多様な日本語についてはより深く、1月の時には検討したいと考えます。

○浜田主査

毛受委員、よろしいでしょうか。では、そのほかの御意見を伺いたいと思います。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

今の御発表、ありがとうございました。私も28ページ、29ページを拝見して、正にこのところが「日本語教育の参照枠」で教師・教員が学ぶべき点だと思いました。今日の前半の説明の中でも、この「日本語教育の参照枠」を参照してということが、認定の方も、また研修の方でも繰り返し述べられていましたが、やはりまだまだC a n d oという項目が先にあって、この28、29ページのところがなかなか浸透しないところがあると感じておりますので、是非このところを、今、毛受委員の御意見にもありましたように、特に(3)の多様な日本語使用を尊重するという辺りは分かりやすくお示しいただければと思いました。

この多様な日本語使用を尊重するという、今回の補遺版の説明を加えたところですが、1行目の終わりの方から、「伝えようとするメッセージの背景にある考え方、伝え方なども含まれる」というところをもう少し御説明いただけますでしょうか。

○浜田主査

具体的に言いますと29ページのところでございましょうか。

○戸田委員

はい。29ページの一番下の(3)の今回の追加説明の1行目、「ここで言う日本語の在り方とは」という行の終わりですが、「伝えようとするメッセージの背景にある考え方、伝え方なども含まれる」ということをもう少し具体的に御説明いただければと思いますのです。

○浜田主査

では島田座長、お願いいたします。

○島田副主査

御質問ありがとうございます。コメントも頂きましてありがとうございます。

ワーキングでも十分な議論がまだここはし切れていない部分かなと思います。これまで出て

きたことと、形式面で母語話者の正しい日本語ではなく、様々な自己表現のための日本語ということと考えますと、当たり前のことですが、文化背景の異なる中から出てくる表現の仕方であったりとか、そういったことは自ずとコミュニケーションのスタイルも異なりますし、例えば日本語は察するとか、配慮するとか、言わないとか、主語は言わないとか、いろいろな特徴を持った言語ではあるのですが、より自分の気持ちを率直に伝えるであるとか、ローコンテクスト的なコミュニケーションをする文化背景の方々もいらっしゃるでしょうし、そういった意味で、様々な文化ですとかそういったことをベースにして日本語も、自己表現をするときに恐らく変わるだろうといえますか、伝え方も変わるであろうというような、そういったことが後ろにあるのかなと思います。

ただ、これは今、個人的な理解で話していますので、ワーキングでもここはもう少し詳しく議論すべきところかなと考えます。

○戸田委員

ありがとうございました。以上でございます。

○浜田主査

戸田委員、ありがとうございます。それでは永田委員、お願いいたします。

○永田委員

先ほど毛受委員、戸田委員が言われた点、私も正に難しい、大事なことだけに難しいなと思いつながりながら聞いておりました。やはりこの多様な日本語といったところで、今(3)に書いてある「母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない」ということも、そのとおりですし感覚的には分かるような気がするのですが、「母語話者が使用する日本語」も多様であるなとも思うわけです。ですから「母語話者が使用する日本語」って何だろうということがその多様性を考えると分からなくなって、そこが、ではどんな日本語も肯定的に受け止めるのかみたいな、先ほどの毛受委員のコメントともつながってくるのかと思いました。

結局は画一的にとか、より規範性、唯一の規範性をもって捉えるところにやはり問題があるのであって、先ほど出ていたコミュニケーションそのものを捉えていくところが大事なのかと思います。

私も代案は持っていないのですが、結局、「母語話者が使用する日本語の在り方」という表現はもう少し検討の余地があるのではないかと感じました。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。島田座長、いかがでしょう。

○島田副主査

本当におっしゃるとおりで、ここの部分の表現についてはワーキングで検討していきたいと思っております。

○浜田主査

よろしくお願いいたします。では続けて根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

今の御議論とも関係あることで、具体的な確認です。コンパニオンボリュームの中に、具体的

に言うとアペンディックスの7にディスクリプターの見え消しみたいなものがある、そのうちの一つがネイティブスピーカーというところが見え消しになっていて、speaker of the language「その言語の話者」のように、全体として書き換えています。

この辺は取り入れるとしたら具体的には取り入れやすく、そういうディスクリプターの修正はほかにもあります。例えば今までだとhas no difficulty with any kind of spoken languageとかというものを、こんな万能な人が現実的にはいないということで、can understand with ease virtually any kind of spoken languageみたいに弱めた、現実的にありそうな形に修正していたりする部分があります。

その辺、私は資料をよく読んでいないのかもしれませんが、コンパニオンボリュームの中でもととのCEFR、2001の方のディスクリプターで修正可能なところはこのような具体的な修正提案が出ているのですが、これはどうされるのかと思って質問しました。

○浜田主査

ありがとうございます。島田委員、いかがでしょうか。

○島田副主査

実は「日本語教育の参照枠」の報告においては、言語熟達度に関する二つの指標ということで、既にCEFR 2001で見られる「母語話者」という表現が修正されています。言語教育観の柱として「母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない」ということを「日本語教育の参照枠」の6ページで掲げております。また、「日本語教育の参照枠」でお示ししているCan do、能力記述文においても既に「母語話者」という表現は修正されており、修正後の文言についてはCEFR補遺版を参考に「熟達した日本語話者」と言い換えており修正済みの部分になっております。ここの部分は前倒しでCEFR補遺版の考え方を取り入れていることになると思います。

○根岸委員

ありがとうございます。そういえばそうだったなと今思い出しました。ほかの点のディスクリプターの修正は取り入れてはいないということですね。母語話者の点だけが修正されているのでしょうか。

○島田副主査

今回「日本語教育の参照枠」を今後見直す上での指針として、CEFR-CVを紹介するものではないことから、どこまでCEFR-CVの能力記述文をこの報告書の中でお示しするかはワーキンググループでも議論がありました。中心となる「日本語教育の参照枠」を今後見直すために必要な部分にフォーカスして、CEFRのCVから記述文の具体例であるとか、自己評価表であるとか、必要な部分をピックアップして示そうということが現段階でのワーキンググループとしての方針と考えております。

○根岸委員

分かりました。ありがとうございます。

○浜田主査

根岸委員、ありがとうございました。そのほかに御意見はございますか。

○松井日本語教育調査官

事務局から補足説明をよろしいでしょうか。

○浜田主査

お願いいたします。

○松井日本語教育調査官

大枠において島田座長の御説明のとおりでございます。「母語話者」、根岸委員から御指摘がありました付録の7の部分に関しましては、コンパニオンボリュームの2018年の記述を基に「ネイティブスピーカー」というところに修正を加え、それを「参照枠」の言語教育観の一つ、「母語話者」のところで反映させているところがございます。

根岸委員の御指摘のとおり、2020年版で更に細かく直されたところに関しましては反映されておりませんので、この点はワーキンググループで引き続き検討ということになってございます。

また、正しさについてどう考えているのかというところに関しまして、島田座長の御説明のとおり、正に仲介のところで、正しさも大事な要素でございますので、文法的・文化的・社会言語的なことに関しましてその正しさについて合意の形成を図っていくと。そういった正しさが一体どういう形であるのかを、日本語教育に関わる様々な人々が一緒に考えていこうと。そしてそういった中でのいわゆる正しさについての合意の形成も、この仲介としては重要な要素であると思いますので、そこについても検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。それでは、そのほか御意見はございますか。よろしいでしょうか。石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員

今の御議論で少し気になったのですが、私、以前、国語課題小委員会の方に所属しておりました、正しさというところは、「伝え合う言語コミュニケーションのために」ということでかなり議論されてきた経緯があります。ですので、あまり正しさという言葉が独り歩きするのは怖く感じます。それは日本語教育だけではなくて、全体連絡を取りながら進められていくべき問題だと思えます。

○浜田主査

大切な御指摘をありがとうございます。では、そういったような方法で今後の見直しを進めていただけたらと思います。

では、そのほかよろしいでしょうか。そうしますと議事3については一旦ここで切らせていただきます。

先程、確認漏れがございましたが、議題1及び議題2で御報告いただいた教育課程編成のための指針、そしてコアカリキュラム、これら審議会で決定する文書については、日本語教育小委員会での議論は今回までとさせていただきますこととなります。本日、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、修正等が必要な場合にはどのように対応するか、私に一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

今後は日本語教育小委員会での議論の結果をまとめた案が文化庁において取り急ぎ公表されることとなります。また、日本語教育に関しまして、来年度に向けて中央教育審議会の生涯学習

分科会、私も委員を務めておりますが、この生涯学習分科会において議論が行われることとなります。このため、これらの案については今後、生涯学習分科会において日本語教育に関する審議を行う体制が整った際に、適切に引き継ぐこととさせていただきたく存じます。その方法についても御一任を頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。確認をさせていただきました。

それでは議事4に参りたいと思います。今期の日本語教育小委員会の後半の審議事項でありました「ICTを活用したオンラインによる日本語教育の在り方」について、資料に基づいて御説明を事務局よりお願いしたいと思っております。

○増田日本語教育調査官

今期第23期日本語教育小委員会においては、参考資料1にございますように、オンライン日本語教育の在り方について、昨年実施した「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」等の報告を踏まえて検討を行うこととさせていただいております。これを受けて、対象をオンラインだけではなく、オンデマンドまたタブレット等、様々なツールも含めて御議論いただく必要があることから「ICTを活用した日本語教育の在り方」として御検討をお願いしたいと考えております。

まず目的です。国内外の日本語教育推進のために、昨年度事業のほかにも、ICTを活用した日本語教育の取組が様々な機関・団体によって実施されております。オンデマンド、ハイブリッド、ハイフレックスなどの遠隔教育や、教室内でのタブレット使用、またアプリ、そしてラーニングマネジメントシステムなど、ICTを活用した教育活動も多様化し、日本語の学習機会や学習方法も拡大してきている現状にあります。地域によって、また自治体によって差はありますが、日本語教育にアクセスできる環境が整えられつつある一方で、ICTを活用した教育実践においてはまだまだ課題も指摘されております。

日本語教育を希望する学習者が効率的かつ効果的な学習方法を選択的に活用できるよう、こういった教育機会の確保という観点で環境整備をしていく一方、地方自治体及び教育機関が備えておくべき条件、また日本語教師が習得すべき知識・技能、学習者側においても事前に必要となるITスキルや、またその研修の内容などについて検討して示す必要があります。また、日本語教師養成・研修における遠隔教育も議論が進んでおりますが、ICT教育の活用を推進するために必要となる検証・改善点などについて御意見を頂きたいと考えております。

このことについては日本語教育推進法、またその基本方針などにも示されております。点線枠の一番下ですが、ICTを活用した遠隔教育等の効果的な教育方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施することも示されており、どのような調査、どのようなエビデンスを集めればこういったICTの教育を一層推進する上での指針となるものが作れるかといったことも検討頂ければと思っております。

本日は主な検討事項として四つの柱を案として立てておりますが、これで十分かどうか、ど検討すべき観点について、御審議をお願いできればと思っております。

一つ目が、ICTを活用した日本語教育機会の確保と効果的な日本語教育の実施、その環境整備のために検討すべき事項。2点目が、来日前の学習者など、国内外で連関が進んでおりますので、海外におけるICTを活用した日本語教育を一層推進するために検討すべき事項。3点目、日本語教師の養成・研修におけるICT活用に際して留意すべき事項。4点目、ICTを活用した日本語教育を実践する教員に、日本語教師に求められる資質・能力についてでございます。

2ページ目からは参考資料として挙げさせていただいております。2ページ、参考資料1については、文化庁が調べております都道府県・政令指定都市においてどのぐらいオンライン日本語教育を実施しているかですが、まだ半数にも満たない状況です。表1はオンラインを活用した日

本語教育の実施状況ですが、「対面より時間や場所を選ばず学習できること」が最も多く、コロナ時だけでなく、空白地域解消のためにもオンライン日本語教育の実施が必要であるとする自治体が多いということです。

続いて3ページ目、参考資料2、こちらは総務省の調査ですが、外国人の日本語教育に関する実態調査、地域における日本語教育を中心として、総務省調査の概要でございます。

黄色の網かけをさせていただいておりますが、調査結果のポイントの2点目です。市区町村や日本語教室からオンライン講座の実施について課題が上がっています。受講者とのコミュニケーションが難しい、国また都道府県でしかるべく実施してほしいという声が上がってきております。

また、下の方になります。オンライン講座の活用状況とありまして、オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効である一方で、読み書きの授業では手元が見えず、受講者の理解度が分からない。また一方的な説明となってしまう傾向にあつて、補助者、これは日本語学習支援者ですが、補助者による受講者への支援が難しく、指導にはノウハウが必要であること。また、人員やノウハウがないため、国や都道府県による、市町村単位に任せるのではない適用が求められるのではないかとということで、今後望まれる取組として、オンライン講座の活用に向けて地方自治体、公共団体における取組の実態や課題を把握し、支援方策を提示してほしいとあります。

続いて4ページ目、参考資料3は出入国在留管理庁が昨年度実施した在留外国人に対する基礎調査で、日本語学習の困り事、日本語学習をしていない理由を問うたものの中にも、少ない数字ではありますが、オンラインで学ぶことが出来ないからということが挙げられております。

続いて9ページ、参考資料5ですが、国際交流基金が2021年度調査として海外日本語教育機関調査を実施しており、この中で初めてオンライン授業の実施状況について調査が実施されています。海外の日本語教育機関の63.1%がオンライン授業を実施していることが示されております。これについては後ほど四ツ谷委員からもし補足がありましたら御説明いただけたらと思います。

続きまして10ページでございます。これは令和4年11月29日に国語分科会で取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について」の報告です。この報告においても御提言を頂いており、オンラインによる日本語教育プログラムは地域の日本語教育の環境の整備の観点から有効と頂いております。一方で2点目、「一方で」とありまして、生活上の心配事の相談、また地域住民との日本語を介した触れ合いなどを通じて、こういった居場所を通しての役割があります。こういったものについてもその意義が失われることがないように運営に配慮が必要という御意見も頂いております。

またそのほか、11ページからは、これまでの審議の中での委員またヒアリング団体の主な意見として、オンライン・ICTに関するコメントがあったものを拾って2ページにわたって挙げさせていただいております。

長くなりましたが事務局からの御説明は以上となっております。本日は、このほかにも見ておくべき資料があるといったことや、また主な検討事項の4点が適当かどうか、多過ぎるか少な過ぎるか、そういったことに御意見を頂けたらと思います。よろしく願いいたします。

○浜田主査

事務局からの御説明、ありがとうございます。先ほど国際交流基金で海外の日本語教育機関における調査を行っておられるということで、四ツ谷委員からもし何か補足がありましたら先にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○四ツ谷委員

ありがとうございます。先ほど御紹介いただきましたが、国際交流基金は3年に1回、海外に

における日本語学習の状況の調査をしております、この調査は学習者に対する調査ではなくて、日本語教育機関に対する調査となりますので、先ほどのオンライン授業を実施しているところが63.1%、これは日本語教育機関においてオンラインでのコース提供をしているか否かということで、学習者がオンラインで勉強しているかどうかの数字ではない点をまずは先にお伝えしておきたいと思います。

調査結果としましては、中米とか中東とか、そういったところが非常にオンライン率が高かった、9割を超えるオンライン実施率ということです。他方、大洋州、主にオーストラリアとなりますが、そこが20%でかなり低くて、当初オーストラリアは遠隔地教育が盛んということで、むしろオンライン率は高いのではないかと予想していたのですが、案に相違して非常に低かったと。その状況がなぜかということ进行分析してみたのですが、やはりオンラインは高等教育機関とか一般成人向けの日本語教育機関などではかなり積極的に導入していたわけですが、初等教育とかですとなかなかオンラインの教育が難しいですので、どうしても初等教育中心のオーストラリア辺りはやはりオンラインの実施率が実は低かったと。また中等教育も、国によりますが、どうしてもオンライン対応を導入するのは難しいところはやはり低めになっている状況でございます。

あと補足ですが、これは2021年に調査を実施しました。それは正にコロナ禍で、日本語教育をコロナの中でどのようにやっていくかというさなかでの調査でございましたので、とにかくその場しのぎ的な対応で、とにかくオンラインで何かやろうというような感じでオンラインでの日本語教育を行ったが、今コロナが一段落して、それも恐らく対面に戻して、現在でもオンラインで日本語の講座をやり続けているかどうかということ、この2021年の調査時よりは減っている可能性もありますので、この点も補足としてお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。挙手ボタンでお知らせください。では松田委員、お願いいたします。

○松田委員

先ほどの報告にもありましたが、教師側や機関での実施率の調査ということはあると思うのですが、学習者の実際の効果検証という具体的な調査が非常に重要なのではないかと思います。そちらがどこに盛り込まれるのか確認がされるとよいと思います。

実際、私の方でも調査をしているのですが、意識としては成果があると思っていても実際の日本語能力はあまり伸びていないといったことが、例えば音声の学習面とかでは確認できているので、やはり学習効果の検証が非常に重要ではないかと思っております。

○浜田主査

現在、学習効果の検証といったことは計画に含まれているのでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○増田日本語教育調査官

オンラインによる学習効果の検証は、国として調査はないと認識しております。今後、対面による学習との比較などといった調査が必要だと思いますので、御意見を是非頂いて、来年以降の実施につなげていきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。では四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

今、松田委員から御指摘がありました。正に学習効果の観点ですが、国際交流基金では海外の事務所で主に一般成人を対象とした日本語講座を各地で運営しております。今やコースのうちの半分以上は、大半はフルオンラインに切り替わってしまっていて、学習達成度とか問題とかは生じているかということも検証しつつやっているのですが、大きな問題があるところはほとんどない状況でして、むしろ地方からの参加者とかに学習機会が提供できるということで、メリットの方が大きいという意見が多いのです。

他方で終日、一日中、日本語の勉強をするような予備教育的な日本語教育事業も行っているのですが、こちらの方は成績のデータとかを見ますと、対面で完全にフルで日本語の授業を受けているときとの成績の比較でいうと、なかなかそこまでのレベルには達しないというデータが上がってきておりますので、今御指摘いただいたように、正にその学習効果がどうかという検証は非常に重要であると思います。

また、どういう目的のコース、課程なのかということによってオンラインに向いていたり向いていなかったりとか、そういったこともあると思いますので、その課程ごとにそういった点も検証するといいいのではないかと思います。

以上です。

○浜田主査

海外での大変貴重なデータをありがとうございます。

それではほかの委員、いかがでしょう。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

先ほど四ツ谷委員から学習機会の提供という観点からフルオンラインのお話が出ておりましたが、国内の生活者を対象とした日本語教育の学習機会の提供という観点からも、フルオンラインは今後非常に可能性があるのではないかと感じております。是非そのところの効果であるとか課題といったことも、こういった調査で明らかになっていくといいいのではないかと思います。

○浜田主査

これは御意見として承るということでもよろしいでしょうか。では長山委員、続けて戸田委員、石黒委員、お願いいたします。

○長山委員

検討項目の1ですが、機会の確保と効果的な実施、環境整備、は項目の1の中にいろいろなものが盛り込まれ過ぎているので、しっかり議論するためにはブレークダウンしてやった方がいいのかなと思います。方法の点でいうと、ライブ型の同時方向型のものとおデマンドのもの、それぞれ教育手法として課題の整理をしていかなければいけないと思いますし、そういった検討とは別に、動画コンテンツの共有などはそれぞれの教育機関で担っていくと大変なことになっていくということ。

もう一つ、より有機的にオンラインを生かすということになりますと、報告の中にも出てきますが、eラーニングシステムをいかにうまく活用するのかということがあって、eラーニングシステムが今成長過程なので、それほど確実にこれがいいということまではいっていないと思いますので、開発を進めることを精力的にやらないと追い付いていけないのではないかと思います。

要するに、項目1のところをもう少しブレークダウンした方がいいのかなというところでは。

学習形態のところでは先ほど仙田委員からもフルオンラインという話があって、今の議論とは外れてしまうのですが、認定基準のオンライン4分の3問題で、返す返すもフルオンラインが認められないところが非常に残念だなということを改めてここで申し上げます。これだけ必要だと言われているのに、まだそこにはいかないのかというところが残念です。検討のスピード感もとても大切で、これでまた2年後、3年後みたいな話になってしまうと、本当に日本は遅れてしまうと思いますので、スピード感を持ってということをつけ加えさせていただければと思います。

もう一点です。4分の3ということを使うのであれば、学習形態、ライブ型なのかオンデマンド型なのかといったことは最低限入れないとまずいのではないかと考えています。逆に4分の3はオンデマンドだけで授業をするものが出てきてしまうと、それは最悪だと思いますので、そこはきちんとした書き方をした方がいいと思います。

○浜田主査

御意見をたくさん伺いたいと思いますので、続けていかさせていただきます。戸田委員、お願いします。その後、石黒委員、島田委員、お願いいたします。

○戸田委員

私は1についてお話をしたいのですが、先ほど事務局からの御説明の中で「選択できる環境」という言葉がありました。正に日本語を必要とし、希望する人たちがどういう形態で学びたいのかというところを充実させていかなければいけないということがあります。現在、生活分野においてオンラインをしている中で、やはり初期指導の、初期の段階での指導の難しさを感じているのと同時に、若い方はともかく、人によってはオンラインの授業にどうもなじまないといいますが、うまく入っていけない方もいるので、活用については非常に賛成しますし進めていくべきだと思うのですが、やはり選択できる環境を地域に広げていくことがその地域の日本語教育の充実に必要なのではないかと考えております。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございました。では石黒委員、お願いいたします。

○石黒委員

今の委員の皆様のお考えを伺いながら、非常に難しい問題があるなと思っています。

私自身は今スピード感を持って進めるべきという考え方があり、この時代においてそれは必然の流れだと思いつつも、本当にそれでいいのかという思いがあります。やはり、「効率的かつ効果的に」と書かれている部分がありますが、それが本当に「かつ」で成り立つのかということもあります。

今、実態把握の面で、やはりそれに向くもの、フルオンラインに向くものも当然あると思いますし、そうでないような教育もあることも出ています。既に委員の皆様方から御意見が出ているように、やはりそれはきちんとした検証に基づくことが必要だと思っていて、私自身は別にオンライン教育を、例えば自分自身の教育においてはよく使うのですが、一方でやはりむしろ対面教育のよさと申しますか、対面教育を推進していく立場に立った場合にどうこれが見えていくのかということが大事だと思っています。

つまり両方の功罪をきちんと明確にする、そしてそれを実証的にまず明らかにしていくスタンスが、教育という面では大事なのではないかと考えております。

○浜田主査

ありがとうございます。ではこの後、島田委員、西村委員、そして根岸委員までお手が挙がっていますので、そこで一旦切らせていただきます。残り時間が大変少なくなっておりまして、恐縮ですが要約して御意見を頂ければ幸いです。では島田委員、お願いいたします。

○島田副主査

補遺版の検討ワーキングとも関わるのですが、補遺版の中でオンラインによるやり取りですとか、そういったことを今後どうしていくかというようなことの検討があります。かつ、今年、CEFRのCVには盛り込まれていないAIの活用ですとか、そういったことも検討していくべきだという声もワーキングの中にもございます。

そういった時に、私のこれからお話しするのはコースとしてのオンラインコースとかではなくて、例えば対面での学習の中でタブレットを利用するであるとか、翻訳ツールを使うであるとか、特に初期指導の段階で全く日本語が使えないような状況の中で、母語支援者もいない状況で、例えば学校であったり就労の現場であったり、既にタブレットを使ったコミュニケーションもあると思うのですね。そういった中でどのように社会参加を促すためのそういったツールの活用、そしてそのスキャフォールディングとしてのツールをどの程度活用しつつ、また、でも日本語学習という視点からするとフェイディング (fading: 足場外し) のプロセス、どのようにそれを使わなくしていくかというようなこともあると思いますので、今後AIですとかタブレットであるとか、もう少し幅を広げてそういった活用についても検討していくことが必要かと感じました。

○浜田主査

では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

私もオンラインと対面というものの両立は重要かと思っております。その対面の中でのオンラインやICTの活用も、委員の皆様がおっしゃっているとおり、今後、どのような実態が起きているのかは把握していく必要があるかと思えます。

参考資料の13に挙がっている令和3年度の補正予算でのオンライン実証事業、私も参画して幾つか授業などをしましたが、その中でやはりオンラインに対して抵抗があるという方もいますし、利点として、留学という関係で言えば、日本に来る前にその機関の教員や学習者と触れ合うことによって留学意欲が増すような、そういう人間関係の醸成といった面もプラス面として挙がっています。

したがって、日本語力が上がる上がらないということだけではなく、人間関係であったり、情意面での学習を支えるような利点がどのようなものなのかということを考えていくことも重要ではないかと思えます。そういう意味では対面の授業の中でのLMSの活用ですとか、そういったものも多分動機付けといったところはかなり影響があると思いますので、何を分析するのかというその分析の対象の部分も様々に検討していく必要があると感じました。

○浜田主査

では根岸委員、お願いいたします。

○根岸委員

もう皆さんの発言の中にいろいろ出ていたと思うのですが、最初の目的のところに「オンラインやオンデマンド」とか「教室内でのタブレット使用等ICTを活用した教育活動」とあり、より多様化していることが述べられています。下の主な検討事項で「ICTを活用した」と言っ

いるところは、前項目に関してこれらの様々な種類のICT活用、オフラインのICT活用もあるでしょうし、オンデマンドの場合もあるでしょう。その全部を常にこの4観点で含んでいるのか、特定のものをイメージしているのかというところが、整理が必要かと思いました。

○浜田主査

ありがとうございます。事務局からお答えいただきたいところですが、時間でございますので、今頂いた御意見を踏まえてまた今後検討を進めていただければと思います。

最後に全体を通してもし何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

本日も議事に御協力いただき大変ありがとうございます。本日の議事はここまでとなります。事務局に進行をお返しいたします。

○伊藤課長補佐

連絡事項を申し上げる前に一つだけ、長山委員からの御意見の中で一点御懸念があり、認定された機関のオンラインの中で手法がオンデマンドになってしまうという御意見があったかと思えます。ワーキンググループでも同趣旨の議論がありまして、現状の告示の中でオンラインの手法を限定しているのですが、ここは同時双方向だけを認める案になっておりますので、補足させていただきます。

○浜田主査

ありがとうございました。

○増田日本語教育調査官

本日もご審議ありがとうございました。今後の審議スケジュールの御案内です。参考資料1に記載のとおり、次回第123回日本語教育小委員会は1月26日金曜日10時から開催を予定しております。また、第5回「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループは1月12日金曜日15時から開催を予定しております。御出席くださいますようお願いいたします。

なお、12月4日、月曜日に中央教育審議会生涯学習分科会が開催され、本日お配りした認定基準について御意見を伺う予定となっております。

○浜田主査

それではこれもちまして第122回日本語教育小委員会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。